

○ 無尽業法施行細則（昭和六年大蔵省令第二十三号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第十四条）</p> <p>第二章 業務（第十四条ノ二・第十四条ノ三）</p> <p>第三章 経理等（第十四条の四―第二十条）</p> <p>第四章 合併、会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受け（第二十一条―第二十一条の二の二）</p> <p>第五章 業務及財産ノ管理ノ委託（第二十一条ノ三・第二十一条ノ四）</p> <p>第六章 廃業及解散（第二十二条）</p> <p>第七章 雑則（第二十三条―第二十八条ノ二）</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条 無尽業ヲ営マントスル株式会社ハ免許申請書ニ総取締役（委員会設置会社ニ在リテハ総取締役及総執行役）署名シ定款ノ外左ノ書面ヲ添附シテ之ヲ金融庁長官ヲ經由シ内閣総理大臣ニ提出スベシ</p>	<p>（新設）</p> <p>第一条 無尽業ヲ営マントスル株式会社ハ免許申請書ニ総取締役（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号以下商法特例法ト称ス）第一条の二第三項ニ規定スル委員会等設置会社（以下委員会等設置会社ト称ス）ニ在リテハ総取締役及総執行役）署名シ定款ノ外左ノ書類ヲ添附シテ之ヲ金融庁長官ヲ經由シ内閣総理大臣ニ提出スベシ</p> <p>（新設）</p>

一〇四 (略)

五 創立総会ノ議事録(会社法(平成十七年法律第八十六号)第八十二条第一項ノ規定ニ依リ創立総会ノ決議アリタルモノト看做サルル場合ニ於テハ当該場合ニ該当スルコトヲ証スル書面以下同ジ)

六・七 (略)

② 株式会社ガ其ノ目的ヲ変更シテ無尽業ヲ営マントスル場合ニ於ケル免許申請書ニハ前項第一号乃至第四号、第六号及第七号ニ掲グル書面ノ外左ノ書面ヲ添付スベシ

一 (略)

二 最終ノ貸借対照表(関連スル注記ヲ含ム以下同ジ)

三 最終ノ損益計算書(関連スル注記ヲ含ム以下同ジ)及株主資本等変動計算書(関連スル注記ヲ含ム以下同ジ)

③〇⑤ (略)

第四条 (略)

② 無尽会社ハ前項ノ規定ニ依ル書面ノ交付ニ代ヘテ次項ノ規定ニ依リ当該掛金者ノ承諾ヲ得テ当該書面ニ記載スベキ事項ヲ電磁的方法(無尽業法第十七条第五項ニ規定スル電磁的方法ヲ謂フ以下同ジ)ニ依リ提供スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ当該無尽会社ハ当該書面ヲ交付シタルモノト看做ス

一〇四 (略)

五 創立総会ノ議事録

六・七 (略)

② 株式会社ガ其ノ目的ヲ変更シテ無尽業ヲ営マントスル場合ニ於ケル免許申請書ニハ前項第一号乃至第五号、第七号及第八号ニ掲グル書類ノ外左ノ書類ヲ添付スベシ

一 (略)

二 最終ノ貸借対照表

三 最終ノ損益計算書及利益金処分計算書又ハ損失金処理計算書

③〇⑤ (略)

第四条 (略)

② 無尽会社ハ前項ノ規定ニ依ル書面ノ交付ニ代ヘテ第五項ノ規定ニ依リ当該掛金者ノ承諾ヲ得テ当該書面ニ記載スベキ事項ヲ電子情報処理組織ヲ使用スル方法其ノ他ノ情報通信ノ技術ヲ利用スル方法ニシテ左ニ掲グルモノ(以下本条ニ於テ電磁的方法ト称ス)ニ依リ提供スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ当該無尽会社ハ当該書面ヲ交付シタルモノト看做ス

一 電子情報処理組織ヲ使用スル方法ノ内左ニ掲グルモノ

イ 無尽会社ノ使用ニ係ル電子計算機ト掛金者ノ使用ニ係ル電子計算機トヲ接続スル電気通信回線ヲ通ジテ送信シ受信者ノ使用ニ係ル電子計算機ニ備ヘラレタルファイルニ記録スル方法

ロ 無尽会社ノ使用ニ係ル電子計算機ニ備ヘラレタルファイルニ記録セラレタル書面ニ記載スベキ事項ヲ電気通信回線ヲ通ジテ掛金者ノ閲覧ニ供シ当該掛金者ノ使用ニ係ル電子計算機ニ備ヘラレタルファイルニ当該事項ヲ記録スル方法（電磁的方法ニ依ル提供ヲ受クル旨ノ承諾又ハ受ケザル旨ノ申出ヲ為ス場合ニハ無尽会社ノ使用ニ係ル電子計算機ニ備ヘラレタルファイルニ其ノ旨ヲ記録スル方法）

③ 磁気ディスク、シー・ディー・ロム其ノ他此等ニ準ズル方法ニ依リ一定ノ事項ヲ確實ニ記録スルコトヲ得ルモノヲ以テ調製スルファイルニ書面ニ記載スベキ事項ヲ記録シタルモノヲ交付スル方法

④ 前項各号ニ掲グル方法ハ掛金者ガファイルヘノ記録ヲ出力スルコトニ依ル書面ヲ作成スルコトヲ得ルコトヲ要ス

⑤ 第二項第一号ノ電子情報処理組織トハ無尽会社ノ使用ニ係ル電子計算機ト掛金者ノ使用ニ係ル電子計算機トヲ電気通信回線デ接続シタル電子情報処理組織ヲ謂フ

⑥ 無尽会社ハ第二項ノ規定ニ依リ書面ニ記載スベキ事項ヲ提供セントスルトキハ予メ当該掛金者ニ対シ其ノ用フル電磁的方法ノ種類及内容ヲ示シ書面又ハ電磁的方法ニ依ル承諾ヲ得ルコトヲ要ス

一 第二項各号ニ規定スル方法ノ内無尽会社が使用スルモノ

（削る）

（削る）

③ 無尽会社ハ前項ノ規定ニ依リ書面ニ記載スベキ事項ヲ提供セントスルトキハ予メ当該掛金者ニ対シ其ノ用フル電磁的方法ノ種類及内容ヲ示シ書面又ハ電磁的方法ニ依ル承諾ヲ得ルコトヲ要ス

④ (略)

第六条 (略)

② 無尽会社が前項但書ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケントストキハ認可申請書ニ左ノ書面ヲ添附シテ之ヲ金融庁長官ニ提出スベシ

一・二 (略)

三 其ノ他参考トナルベキ事項ヲ記載シタル書面

③ (略)

(認可の申請)

第十一条 無尽会社が無尽業法第八条ノ規定ニ依リ定款ノ変更ノ認可ヲ受ケントストキハ認可申請書ニ左ノ書面ヲ添附シテ之ヲ金融庁長官ニ提出スベシ

一 (略)

二 株主總會ノ議事録(会社法第三百十九条第一項ノ規定ニ依リ株主總會ノ決議アリタルモノト看做サルル場合ニ於テハ当該場合ニ該当スルコトヲ証スル書面以下同ジ)

三 (略)

四 定款ノ変更ガ資本金ノ変更又ハ營業所ノ設置ニ關スルモノナルトキハ左ノ書面

イ・ロ (略)

ハ 資本金ヲ減少ストキハ資本金変更ニ關スル方法ヲ記載シタル

二| ファイルヘノ記録ノ方式

⑥ (略)

第六条 (略)

② 無尽会社が前項但書ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケントストキハ認可申請書ニ左ノ書類ヲ添附シテ之ヲ金融庁長官ニ提出スベシ

一・二 (略)

三 其ノ他参考トナルベキ事項ヲ記載シタル書類

③ (略)

(認可の申請)

第十一条 無尽会社が無尽業法第八条ノ規定ニ依リ定款ノ変更ノ認可ヲ受ケントストキハ認可申請書ニ左ノ書類ヲ添附シテ之ヲ金融庁長官ニ提出スベシ

一 (略)

二 株主總會ノ議事録(商法ノ規定ニ依リ株主總會ノ決議アリタルモノト看做サルル場合ニ於テハ当該場合ニ該当スルコトヲ証明スル書面以下同ジ)

三 (略)

四 定款ノ変更ガ資本金ノ変更又ハ營業所ノ設置ニ關スルモノナルトキハ左ノ書類

イ・ロ (略)

ハ 資本金ヲ減少ストキハ資本金変更ニ關スル方法ヲ記載シタル

書面並ニ第二十一条第四号及第五号ニ掲ゲタル書面

五 (略)

六 其ノ他参考トナルベキ事項ヲ記載シタル書面

② 無尽会社ガ無尽業法第八条ノ規定ニ依リ事業方法又ハ無尽契約約款ノ変更ノ認可ヲ受ケントスルトキハ認可申請書ニ左ノ書面ヲ添附シテ之ヲ金融庁長官ニ提出スベシ

一・二 (略)

三 其ノ他参考トナルベキ事項ヲ記載シタル書面

③ 無尽会社ガ無尽業法第八条ノ規定ニ依リ出張所又ハ代理店ノ設置ノ認可ヲ受ケントスルトキハ認可申請書ニ左ノ書面ヲ添附シテ之ヲ金融庁長官ニ提出スベシ

一・三 (略)

四 其ノ他参考トナルベキ事項ヲ記載シタル書面

④ 無尽会社ガ無尽業法第八条ノ規定ニ依リ本店其ノ他ノ営業所ノ位置ノ変更ノ認可ヲ受ケントスルトキハ認可申請書ニ左ノ書面ヲ添附シテ之ヲ金融庁長官ニ提出スベシ

一・二 (略)

三 其ノ他参考トナルベキ事項ヲ記載シタル書面

(審査基準)

第十一条ノ二 金融庁長官ハ前条第一項ノ規定ニ依ル定款ノ変更ノ認可ノ申請ガ為サレタルトキハ左ノ基準ニ適合スルヤ否ヤヲ審査スベシ

ル書面並ニ第二十一条第四号及第五号ニ掲ゲタル書類

五 (略)

六 其ノ他参考トナルベキ事項ヲ記載シタル書類

② 無尽会社ガ無尽業法第八条ノ規定ニ依リ事業方法又ハ無尽契約約款ノ変更ノ認可ヲ受ケントスルトキハ認可申請書ニ左ノ書類ヲ添附シテ之ヲ金融庁長官ニ提出スベシ

一・二 (略)

三 其ノ他参考トナルベキ事項ヲ記載シタル書類

③ 無尽会社ガ無尽業法第八条ノ規定ニ依リ出張所又ハ代理店ノ設置ノ認可ヲ受ケントスルトキハ認可申請書ニ左ノ書類ヲ添附シテ之ヲ金融庁長官ニ提出スベシ

一・三 (略)

四 其ノ他参考トナルベキ事項ヲ記載シタル書類

④ 無尽会社ガ無尽業法第八条ノ規定ニ依リ本店其ノ他ノ営業所ノ位置ノ変更ノ認可ヲ受ケントスルトキハ認可申請書ニ左ノ書類ヲ添附シテ之ヲ金融庁長官ニ提出スベシ

一・二 (略)

三 其ノ他参考トナルベキ事項ヲ記載シタル書類

(審査基準)

第十一条ノ二 金融庁長官ハ前条第一項ノ規定ニ依ル定款ノ変更ノ認可ノ申請ガ為サレタルトキハ左ノ基準ニ適合スルヤ否ヤヲ審査スベシ

一 定款ノ変更ガ資本金ノ減少ニ関スルモノナルトキハ資本金ヲ變更スルコトニ付已ムヲ得ナイト認メラルル事由ガアリ且申請ヲシタル無尽会社ノ資本金ノ額ガ当該資本金ノ減少後ニ於テ業務ヲ健全且効率的ニ遂行スルニ十分ナル額デアルト認メラルルコト

二〽五 (略)

第十二条 (略)

② (略)

③ 第一項ノ規定ハ第一条第一項第六号ノ書面ニ記載シタル営業所ニ付之ヲ準用ス

④ 無尽会社ガ前三項ノ規定ニ依リ承認ヲ受ケントスルトキハ承認申請書ニ左ノ書面ヲ添附シテ之ヲ金融庁長官ニ提出スベシ

一・二 (略)

三 其ノ他参考トナルベキ事項ヲ記載シタル書面

⑤ (略)

第二章 業務

第十四条ノ二 (略)

第三章 經理等

一 定款ノ変更ガ資本金ノ減少ニ関スルモノナルトキハ資本金ヲ變更スルコトニ付已ムヲ得ナイト認メラルル事由ガアリ且申請ヲシタル無尽会社ノ資本金ノ額ガ当該資本金ノ減少後ニ於テ業務ヲ健全且効率的ニ遂行スルニ十分ナル額デアルト認メラルルコト

二〽五 (略)

第十二条 (略)

② (略)

③ 第一項ノ規定ハ第一条第一項第七号ノ書面ニ記載シタル営業所ニ付之ヲ準用ス

④ 無尽会社ガ前三項ノ規定ニ依リ承認ヲ受ケントスルトキハ承認申請書ニ左ノ書類ヲ添附シテ之ヲ金融庁長官ニ提出スベシ

一・二 (略)

三 其ノ他参考トナルベキ事項ヲ記載シタル書類

⑤ (略)

(新設)

第十四条ノ二 (略)

(新設)

(無尽業法第十四条の規定による準備金の計上)

第十四条の四 無尽会社が剰余金の配当をする場合には、剰余金の配当後の資本準備金の額は、当該剰余金の配当直前の資本準備金の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加算して得た額とする。

一 当該剰余金の配当をした日における基準資本金額(資本金の額に四分の一を乗じて得た額をいう。以下この条において同じ。)以上である場合 零

二 当該剰余金の配当をした日における準備金の額が当該日における基準資本金額未満である場合 イ又はロに掲げる額のうちいずれか少ない額に資本剰余金配当割合(会社法第四百四十六条第六号に掲げる額のうち、無尽会社がその他資本剰余金から減ずるべき額と定めた額を同号に掲げる額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額

イ 当該剰余金の配当をする日における準備金計上限度額(基準資本金額から準備金の額を減じて得た額をいう。以下この条において同じ。)

ロ 会社法第四百四十六条第六号に掲げる額に十分の一を乗じて得た額

2| 無尽会社が剰余金の配当をする場合には、剰余金の配当後の利益準備金の額は、当該剰余金の配当直前の利益準備金の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加算して得た額とする。

(新設)

一 当該剰余金の配当をする日における準備金の額が当該日における基準資本金額以上である場合 零

二 当該剰余金の配当をする日における準備金の額が当該日における基準資本金額未満である場合 イ又はロに掲げる額のうちいずれか少ない額に利益剰余金配当割合（会社法第四百四十六条第六号に掲げる額のうち、無尽会社がその他利益剰余金から減ずべき額と定めた額を同号に掲げる額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額

イ 当該剰余金の配当をした日における準備金計上限度額

ロ 会社法第四百四十六条第六号に掲げる額に十分の一を乗じて得た額

（業務報告書等）

第十五条 無尽業法第十六条の規定による業務報告書は、事業概況書、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書に分けて附属雛形により作成しなければならない。

2 前項の業務報告書は、事業年度経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該三月以内に業務報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

3 無尽会社が前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

第十五条 無尽業法第十六条の規定ニ依ル業務報告書ハ営業概況書、貸借対照表、損益計算書及利益処分計算書又ハ損失処理計算書ニ分チ附属雛形ニ依リテ之ヲ作成スベシ

② 前項ノ業務報告書ハ営業年度経過後三月内ニ金融庁長官ニ提出スベシ但シ已ムヲ得ザル事由アル場合ニ於テ予メ金融庁長官ノ承認ヲ受ケタルトキハ之ガ提出ヲ延期スルコトヲ得

③ 無尽会社が前項但書ノ規定ニ依リ承認ヲ受ケントスルトキハ承認申請書ニ左ノ書類ヲ添付シテ之ヲ金融庁長官ニ提出スベシ

一 理由書

二 其ノ他参考トナルベキ事項ヲ記載シタル書類

一 理由書

二 その他参考となるべき事項を記載した書面

4 金融庁長官は前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした無尽会社が第二項の規定による提出の延期をすることに ついてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

(貸借対照表の公告等)

第十六条 無尽会社が公告すべき貸借対照表は、金融庁長官に提出する業務報告書の一部である貸借対照表と同じ様式により作成しなければならない。ただし、資産の部、負債の部及び純資産の部の総括科目の内訳（当期利益又は当期損失は除く。）は省略することができる。

2 無尽会社は、無尽業法第十七条第三項ただし書の規定による公告の延期の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

3 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした無尽会社が無尽業法第十七条第三項ただし書の規定による公告の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

4 無尽業法第十七条第四項の規定により無尽会社が公告すべき貸借対照表の要旨においては、第一項の貸借対照表のうち資産の部、負債の部及び純資産の部の総括科目の内訳（当期利益又は当期損失を

④ 金融庁長官ハ前項ノ規定ニ依ル承認ノ申請ガ為サレタルトキハ当該申請ヲシタル無尽会社ガ第二項但書ノ規定ニ依ル提出ノ延期ヲ為スコトニ付已ムヲ得ナイト認めラルル事由ガアルヤ否ヤヲ審査スベシ

第十六条 無尽会社が公告すべき貸借対照表ハ金融庁長官ニ提出スル業務報告書ノ一部タル貸借対照表ト同一ノ様式ニ依ルベシ但シ資産ノ部、負債ノ部及資本ノ部ノ総括科目ノ内訳（当期利益又ハ当期損失ヲ除ク）ハ之ヲ省略スルコトヲ得

除く。)を省略することができる。

5| 無尽業法第十七条第五項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一| 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
イ| 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ| 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二| 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調整するファイルに情報を記録したものを交付する方法

6| 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

7| 無尽業法第十七条第五項の規定による措置は、第五項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によつて行わなければならない。

(監査書の備置き)

第十七条 無尽業法第十八条に規定する監査書は、事業年度毎に業務

第十七条

無尽業法第十八条ノ規定ニ依ル監査書ハ營業年度毎ニ業務

及び財産の状況に関して調査した結果を附属雛形により作成し、定時株主総会の日の一週間前までに本店に備え置かなければならない。

(附属明細書の記載事項)

第十七条の二 無尽業法第十八条の二に規定する附属明細書は、附属雛形により作成しなければならない。

(取締役等の兼職の認可の申請等)

第十八条 無尽会社の常務に従事する取締役(委員会設置会社にあつては、執行役。次項において同じ。)又は支配人は、無尽業法第十九条の規定により、他の会社の常務に従事することについて認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付し、金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 履歴書

三 無尽会社及び当該他の会社における常務の処理方法を記載した書面

四 当該他の会社の定款(これに準ずるものを含む。)、最終の事業報告、貸借対照表、損益計算書及株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

五 無尽会社と当該他の会社との取引その他の関係を記載した書面

及財産ノ状況ニ関シ調査シタル結果ヲ附属雛形ニ依リテ記載作成シ定時総会ノ会日ノ一週間前マデニ之ヲ本店ニ備ヘ置クベシ

第十七条ノ二 商法第二百八十一条第一項又ハ商法特例法第二十一条の二十六第一項ノ規定ニ依ル附属明細書ハ附属雛形ニ依リテ之ヲ作成スベシ

第十八条 無尽会社ノ常務ニ従事スル取締役(委員会等設置会社ニ在リテハ執行役次項ニ於テ同じ)又ハ支配人ガ他ノ会社ノ常務ニ従事セントスルトキハ認可申請書ニ左ノ書類ヲ添附シテ之ヲ金融庁長官ニ提出スベシ

一 理由書

二 履歴書

三 無尽会社及常務ニ従事セントスル他ノ会社ニ於ケル常務ノ処理方法ヲ記載シタル書面

四 常務ニ従事セントスル他ノ会社ノ定款、最終ノ営業報告書、貸借対照表、損益計算書、利益金処分計算書又ハ損失金処理計算書其ノ他最近ニ於ケル業務、財産及損益ノ状況ヲ知ルニ足ル書面

五 無尽会社ト常務ニ従事セントスル他ノ会社トノ取引其ノ他ノ関係ヲ記載シタル書面

2| 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、当該申請に係る取締役又は支配人が他の会社の常務に従事することが無尽会社の業務の健全かつ適切な運営に支障を及ぼすおそれのないものであるかどうかを審査するものとする。

(説明書の記載事項)

第十九条 無尽業法第二十条の説明書には、附属雛形により次の各号に関する事項を記載しなければならない。

- 一 掛金
- 二 給付金(入札差金を含む。)
- 三 入札差金
- 四 解約による受払金
- 五 利益に組み入れた金額

第四章 合併、会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受け

(合併の認可の申請)

第二十一条 無尽会社は、無尽業法第二十一条の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面
- 二 合併契約の内容を記載した書面
- 三 合併後存続する無尽会社又は合併により設立される無尽会社の

②| 金融庁長官ハ前項ノ規定ニ依ル認可ノ申請ガ為サレタルトキハ当該申請ヲシタル無尽会社ノ常務ニ従事スル取締役又ハ支配人ガ他ノ会社ノ常務ニ従事スルコトガ無尽会社ノ業務ノ健全且適切ナル運営ニ支障ヲ及ス虞ナキモノデアルヤ否ヤヲ審査スベシ

第十九条 無尽業法第二十条ノ説明書ニハ附属雛形ニ依リ左記各号ニ関スル事項ヲ記載スベシ

- 一 掛金
- 二 給付金(入札差金ヲ含ム)
- 三 入札差金
- 四 解約ニ因ル受払金
- 五 利益ニ組入レタル金額

(新設)

第二十一条 無尽会社ガ合併ノ決議ヲ為シタルトキハ商法第四百二十二条第一項ノ規定ニ依リテハ総取締役及総執行役ノ署名シタル認可申請書ニ左ノ書類ヲ添付シテ之ヲ金融庁長官ニ提出スベシ

- 一 株主総会ノ議事録(商法第四百十三条ノ三第一項ノ規定ニ依リ合併契約書ニ付キ株主総会ノ承認ヲ得ズシテ合併ヲ為ス場合ニ於

る書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面

(会社分割の認可の申請)

第二十一条の二 無尽会社は、無尽業法第二十一条の規定による会社分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面
- 二 新設分割計画又は吸収分割契約の内容を記載した書面
- 三 会社分割の当事者である無尽会社の定款
- 四 最終の貸借対照表
- 五 会社法第七百八十九条第二項若しくは第七百九十九条第二項又は第八百十條第二項の規定による公告及び催告(同法第七百八十九條第三項若しくは第七百九十九條第三項又は第八百十條第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあっては、これらの方法による公告(同法第七百八十九條第三項又は第八百十條第三項の規定により各別の催告をすることを要しない場合以外の場合)にあっては、当該公告及び催告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該会社分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

第二十一条ノ二 無尽会社ガ分割ノ決議ヲ為シタルトキハ商法第三百七十四條ノ四第一項又ハ第三百七十四條ノ二十第一項ノ規定ニ依ル手続ヲ了シタル後無尽会社ノ総取締役(委員会等設置会社ニ在リテハ総取締役及総執行役)ノ署名シタル認可申請書ニ左ノ書類ヲ添付シテ之ヲ金融庁長官ニ提出スベシ

- 一 株主總會ノ議事録(商法第三百七十四條ノ六第一項、第三百七十四條ノ二十二第一項又ハ第三百七十四條ノ二十三第一項ノ規定ニ依リ分割計画書又ハ分割契約書ニ付キ株主總會ノ承認ヲ得ズシテ分割ヲ為ス無尽会社ニ在リテハ取締役會ノ議事録)
- 二 分割計画書又ハ分割契約書
- 三 分割ノ当事者タル無尽会社ノ定款
- 四 最終ノ貸借対照表
- 五 商法第三百七十四條ノ四第一項又ハ第三百七十四條ノ二十第一項ノ規定ニ依ル公告、催告及同法第二百十五條第一項ノ規定ニ依ル公告、通知ヲ為シタルコトヲ知ルニ足ル書面

六 会社分割をする会社が新株予約権を発行している場合であつて、会社法第七百五十八条第五号又は第七百六十三条第十号に規定する場合には、会社法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面

(事業譲渡等の認可の申請)

第二十一条の二の二 無尽会社は、無尽業法第二十一条の規定による事業の譲渡又は譲受けの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面
- 二 最近の日計表
- 三 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けに関する契約の内容を記載した書面
- 四 事業の全部又は一部の譲受けをする無尽会社の定款
- 五 無尽業法第二十一条ノ四第一項の規定による公告及び催告(同条第二項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該事業の全部又は一部の譲渡又は譲受

第二十一条ノ二ノ二 無尽会社が営業ノ全部又ハ一部ノ譲渡又ハ譲受ノ決議ヲ為シタルトキハ無尽業法第二十一条ノ四第一項ノ規定ニ依ル手続ヲ了シタル後無尽会社ノ総取締役(委員会等設置会社ニ在リテハ総取締役及総執行役)ノ署名シタル認可申請書ニ左ノ書類ヲ添附シテ之ヲ金融庁長官ニ提出スベシ

- 一 株主総会ノ議事録又ハ取締役会ノ議事録
- 二 最近ノ日計表
- 三 営業ノ全部又ハ一部ノ譲渡又ハ譲受ニ関スル契約書
- 四 営業ノ全部又ハ一部ノ譲受ヲ為ス無尽会社ノ定款
- 五 無尽業法第二十一条ノ四第一項ノ規定ニ依ル公告及催告ヲ為シタルコトヲ知ルニ足ル書面

けをしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

第五章 業務及財産ノ管理ノ委託

第二十一条ノ三 無尽会社ガ無尽業法第二十一条ノ六ノ規定ニ依ル管理ノ委託又ハ受託ノ決議ヲ為シタルトキハ無尽会社ノ総取締役（委員等設置会社ニ在リテハ総取締役及総執行役）ノ署名シタル認可申請書ニ左ノ書面ヲ添附シテ之ヲ金融庁長官ニ提出スベシ

一・二 (略)

三 管理契約ノ内容ヲ記載シタル書面

四 (略)

第二十一条ノ四 無尽会社ガ管理契約ノ解除ノ決議ヲ為シタルトキハ

無尽会社ノ総取締役（委員会設置会社ニ在リテハ総取締役及総執行役）ノ署名シタル認可申請書ニ左ノ書面ヲ添附シテ之ヲ金融庁長官ニ提出スベシ

一・二 (略)

第六章 廃業及解散

第二十二条 無尽会社ガ無尽業ノ廃止又ハ解散ノ決議ヲ為シタルトキハ認可申請書ニ左ノ書面ヲ添附シテ之ヲ金融庁長官ニ提出スベシ

一・二 (略)

(新設)

第二十一条ノ三 無尽会社ガ無尽業法第二十一条ノ六ノ規定ニ依ル管理ノ委託又ハ受託ノ決議ヲ為シタルトキハ無尽会社ノ総取締役（委員等設置会社ニ在リテハ総取締役及総執行役）ノ署名シタル認可申請書ニ左ノ書類ヲ添附シテ之ヲ金融庁長官ニ提出スベシ

一・二 (略)

三 管理契約書

四 (略)

第二十一条ノ四 無尽会社ガ管理契約ノ解除ノ決議ヲ為シタルトキハ

無尽会社ノ総取締役（委員会等設置会社ニ在リテハ総取締役及総執行役）ノ署名シタル認可申請書ニ左ノ書類ヲ添附シテ之ヲ金融庁長官ニ提出スベシ

一・二 (略)

(新設)

第二十二条 無尽会社ガ無尽業ノ廃止又ハ解散ノ決議ヲ為シタルトキハ認可申請書ニ左ノ書類ヲ添附シテ之ヲ金融庁長官ニ提出スベシ

一・二 (略)

六 其ノ他参考トナルベキ事項ヲ記載シタル書面

② (略)

第七章 雜則

第二十三条 無尽会社ハ左ノ場合ニ於テハ遲滞ナク其ノ事由ヲ具シテ之ヲ金融庁長官ニ届出ヅベシ

一 商号ノ変更、資本金ノ変更若ハ支店ノ設置ニ付定款変更ノ認可ヲ受ケテ之ヲ実行シタルトキ又ハ無尽業法第七条第三号、第四号、第二十一条及第二十一条ノ七(第二十一条ノ十一第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル事項ヲ実行シタルトキ

二 (略)

三 無尽会社ヲ代表スル取締役又ハ無尽会社ノ常務ニ従事スル取締役(委員会設置会社ニ在リテハ代表執行役又ハ執行役)ノ就任又ハ退任アリタルトキ

四 無尽会社ノ常務ニ従事スル取締役(委員会設置会社ニ在リテハ執行役)又ハ支配人ニシテ他ノ会社ノ常務ニ従事スルモノガ該会社ノ常務ニ従事セザルニ至リタルトキ

五(八) (略)

② 前項第一号中事業ノ全部又ハ一部ノ譲渡ノ場合ニ於テハ無尽業法第二十一条ノ五ノ規定ニ依リ公告ヲ為シタルコトヲ知ルニ足ル書面、第五号ノ場合ニ於テハ変更シタル条項ヲ記載シタル書面ヲ添附ス

六 其ノ他参考トナルベキ事項ヲ記載シタル書類

② (略)

(新設)

第二十三条 無尽会社ハ左ノ場合ニ於テハ遲滞ナク其ノ事由ヲ具シテ之ヲ金融庁長官ニ届出ヅベシ

一 商号ノ変更、資本金ノ変更若ハ支店ノ設置ニ付定款変更ノ認可ヲ受ケテ之ヲ実行シタルトキ又ハ無尽業法第八条第三号、第四号、第二十一条及第二十一条ノ七(第二十一条ノ十一第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル事項ヲ実行シタルトキ

二 (略)

三 無尽会社ヲ代表スル取締役又ハ無尽会社ノ常務ニ従事スル取締役(委員会等設置会社ニ在リテハ代表執行役又ハ執行役)ノ就任又ハ退任アリタルトキ

四 無尽会社ノ常務ニ従事スル取締役(委員会等設置会社ニ在リテハ執行役)又ハ支配人ニシテ他ノ会社ノ常務ニ従事スルモノガ該会社ノ常務ニ従事セザルニ至リタルトキ

五(八) (略)

② 前項第一号中営業ノ全部又ハ一部ノ譲渡ノ場合ニ於テハ無尽業法第二十一条ノ五ノ規定ニ依リ公告ヲ為シタルコトヲ知ルニ足ル書面、第五号ノ場合ニ於テハ変更シタル条項ヲ記載シタル書面ヲ添附ス

ベシ

第二十五条 (略)

② 本令中無尽会社ノ利益ニ組入ルベキ金額トアルハ無尽業法第二條第二項ニ規定スル無尽ノ管理ヲ為ス無尽会社ニ在リテハ管理手数料其ノ他管理者ノ取得スベキ利益トス

ベシ

第二十五条 (略)

② 本令中無尽会社ノ利益ニ組入ルベキ金額トアルハ無尽業法第三條第二項ニ規定スル無尽ノ管理ヲ為ス無尽会社ニ在リテハ管理手数料其ノ他管理者ノ取得スベキ利益トス